

令和3年10月1日

一般財団法人 北海道スケート連盟
フィギュア委員長 鍛冶 光利
事業部長 伊藤 蘭

北海道各連盟主催競技会の開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する ガイドラインについて

1. 競技会実施に当たっての基本的な考え方について

- (1) 関係各自治体から発出されている緊急事態宣言・まん延防止等重点措置・特定措置区域などの指針を尊重する。
- (2) 競技会が開催される各自治体の方針に従うことが大前提であり、開催の判断に迷われた際には、北海道スケート連盟や開催地のスポーツ主管課・衛生部局などへ相談すること。
- (3) 公衆衛生対策・感染症予防対策のため(公財)日本スケート連盟主催競技会の感染予防ガイドラインを遵守する。
- (4) 主催者は、このガイドラインを選手および関係者に周知し、協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から参加を取り消したり途中退場を求めたりすることを周知する。

2. 競技会開催・実施時の感染防止策について(関係者共通)

- (1) 競技会前2週間の間に以下の①～⑧の事項が1つでもあった場合は、自主的に参加を見合わせることを。
 - ① 平熱を超える発熱(概ね37.5℃以上)
 - ② 咳やのどの痛みなど風邪の症状
 - ③ 全身のだるさ、息苦しさ
 - ④ 味覚や嗅覚の異常
 - ⑤ 同居している者の①～④の症状
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性者とされた者との濃厚接触者になった場合
 - ⑦ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航・または当該在住者との濃厚接触
- (2) マスクの着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (3) 他の参加者、スタッフとの距離を保ち、大声で会話や応援をしないこと。
- (4) ゴミは各自で持ち帰ること。特に鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に入れるなど密閉し触れないようにすること。
- (5) 水分補給以外の飲食については、原則禁止とする。

3. 競技会開催に関する感染防止策について(主催者)

- (1)主催者は、競技会当日に、参加者から競技会 2 週間前からの「健康調査票」などの提出を求め、参加者の健康状態・氏名・住所・連絡先を把握する。
- (2)主催者は、万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた「健康調査票」などの情報について、少なくとも 1 か月保存しておくことが必要。また、競技会終了後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、開催地域において感染拡大の可能性が報告された場合への対応方針について、あらかじめ検討しておく。
- (3)人と人との接触を減らすよう、施設の導線・控室や洗面所の配置などを考慮すること。
- (4)保護者など観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態にならないよう、必要に応じ、あらかじめ客席を制限するなどの対策をとる。また、大声で声援を送らないように、放送などで促す。
- (5)開・閉会式をする場合は、必要最低限の役員で実施し、簡素化する。
- (6)受付時の留意事項
 - ①競技会当日の受付時に参加者が密にならないように、入場時間を設定する・距離をにおいて並べるように目印を設置するなど、混雑を極力避けること。
 - ②受付窓口には手指消毒剤を設置し、役員はマスクを着用。対面する場合はアクリル板やビニールカーテンで遮蔽する。
 - ③軽度であっても、発熱や咳・咽頭痛のある人は入場しないように呼びかける。
- (7)更衣室・控室の留意事項
 - ①換気扇を常に回す、窓を開ける、サーキュレーターを用意するなど換気に配慮する。
 - ②広さにはゆとりを持たせ、入室人数を制限するなど蜜になることを避ける。
 - ③複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ・テーブル・椅子等）については、こまめに消毒する。
 - ④大会本部やジャッジ控室など人が集まる場所、対面の状況がある場合には、アクリル板を置くなどの対策を講じること。
 - ⑤やむを得ず施設内で食事をする場合は黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
 - ⑥ゴミは持ち帰りの協力をお願いする。やむを得ずゴミを回収する人は、マスクや手袋をする。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗い、手指消毒する。

4. 競技会参加に関する感染防止策について(参加者)

- (1)選手の出場停止等、新型コロナウイルス感染症の感染対策のために主催者が決定した措置については、主催者の指示に従い、遵守すること。
- (2)出発時を含め、競技会期間中にコーチ・帯同者・選手本人や大会参加者の同居家族に発熱や風邪の症状、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合は、競技会参加を見合わせるとともに、必ず医療機関を受診すること。

- (3)選手及び同居している者の大会2週間前からの体温と体調の継続管理を行うこと。また、「健康調査票」などを主催者に提出すること。
- (4)会場へ入る前は、検温・手指消毒を徹底すること。
- (5)受付など人が集まる場所では参加者は距離を十分置いて並ぶようにすること。
- (6)ウォーミングアップ時含め、試合中以外のマスクの着用と他の選手や関係者との十分な身体的距離の確保を行うこと。
- (7)休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、周囲の人となるべく距離を空けること。
- (8)人と人との接触を減らすよう、主催者が決めた施設の導線・配置を遵守すること。
- (9)更衣室では会話を控えるとともに、滞在時間を最小限にするなど蜜を回避すること。

5. 出場停止について

新型コロナウイルス感染症に対する競技会の出場停止の基準については、以下のとおりとする。なお、選手本人が保健所から健康観察期間の指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について出場停止となる。

- (1)選手本人が感染に確認された場合は、治癒するまでの間、出場停止とする。
- (2)選手と同居している者に感染が確認された場合は、次のいずれかの間、出場停止とする。
 - ①同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間。
 - ②同居の患者と同居しなくなってから14日を経過した日までの間。
- (3)選手本人が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、出場停止とする。
- (4)(3)の場合を除き、選手または同居している者がPCR検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間、出場停止とする。
- (5)選手本人が海外から帰国した場合は、帰国した次の日から起算して14日間は、自宅等で待機することとなるため、その期間は出場停止とする。
- (6)選手が在籍している学級が学級閉鎖、または選手が在籍している学年が学年閉鎖となっている場合、さらに選手が在籍している学校閉鎖など、新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業の措置が取られている場合は、その間は出場停止とする。
- (7)同一学校内に複数の選手がいる場合で、本ガイドライン2.(1)①～⑧のような体調不良者が出た場合の同一学校内の他の選手については、次のとおりとする。
 - ①体調不良者が医療機関を受診し、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していないと診断された場合は、他の選手の競技会への出場を認めることとする。
 - ②体調不良者が医療機関を受診し、医師から診断が出るまでは、同一学校内の他の選手の出場については、医師や保健所からの意見に基づき主催者が一時停止などの措置をとる場合もある。
 - ③体調不良者が医師の診断の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、感染拡大防止の観点から、同一学校内の他の選手についても、医師や保健所等からの意見に基づき主催者が競技会への出場を停止する場合がある。

3. その他

- (1)このガイドラインは、競技会期間中適用される。感染状況が改善され、主催者より指示があった場合は、この限りではない。
- (2)このガイドラインに記載されている内容以外の事態が発生した場合の対応については、施設の状況などを考慮して主催者が判断することとする。
- (3)競技会期間中に感染者が確認された場合のフローチャートは別紙の通りとする。
- (4)万が一、競技会関係者に新型コロナウイルス感染症発症者(またはその疑いのある疾病者)が確認された場合は、保健所・医療機関・主催者の指示に従い、発熱などの症状が見られない選手も競技会への参加を中止とし、保護者の方に引き取りに来ていただくこともある。